

長野県知事 様  
長野県議会議長 様  
長野県教育委員会教育長 様

信濃史学会  
諸団体

公文書・地域資料の保全と、  
『長野県史』現代編等の編纂事業実施についての要望書 (案)

平成 4 年 (1992) に事業を終えた長野県史編纂事業は、3つの課題を残しました。

第一に、昭和 20 年 (1945) 8 月 15 日以降の現代史について、資料収集及び通史編の叙述のいずれも全く手が付けられなかったことです。昭和 48 年 3 月に刊行された『長野県政史』第 3 巻は、昭和 20 年以降昭和 47 年頃までを記述し、部分的に長野県現代史を補いますが、昭和 47 年から現在まですでに半世紀を経過しています。

公文書・地域文書の現代資料の収集は、その一部が平成 6 年開館の県立歴史館に引き継がれましたが、十分な体制を維持することができず、残念ながら現代資料収集事業も体系的になされてきてはいません。

第二に、長野県の歴史に関する基礎的な資料となる史料集の継続した編集・刊行が止まってしまったことです。長野県史編纂事業では、近世・近代 (江戸時代から昭和戦前期) の基礎的史料の収集・編纂 (昭和 49 年から同 60 年) が行われました。考古、古代・中世の基礎的史料については、すでに昭和 26 年から 44 年にかけて編纂・刊行された『信濃史料』があり、また昭和 45 年から同 48 年に刊行された『新編信濃史料叢書』の編纂・刊行があります。このように、長野県では県内史資料を大事にし、それを県民に広く公開する事業が全国に先駆けて行われてきていましたが、県史編纂事業の終了とともにそれが止まっています。とくに考古、古代・中世に関しては、『信濃史料』刊行から半世紀がたち、その間における発掘調査の進展、新たな史料の発見や研究の進展で、その修正・補充作業が求められています。

また、高齢化の進展や中山間地の過疎化など社会情勢が大きく変化し、これまで家や地域で保全されてきた近世の古文書類が急速に失われ、市場で売買されている状況は目を覆うばかりです。改めて史料調査・散逸の防止策を立てることが早急に求められています。

第三に、県の保有する公文書の保存についてです。県立歴史館に移管された現代史 (戦後史) に関する歴史的に重要な公文書の数は多くはありません。昨年 4 月公布の「長野県公文書等の管理に関する条例」の目的は、「県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務」を全うすることにあります。それは同時に公文書が現代史料の一角を構成することを意味しており、適正な公文書管理の実現は現代史の県史編纂の中核を担うものです。

さらに、県の責務は県の公文書の保全のみではなく、県民の諸活動を記録した地域資料の保全にも責任を有しており、そのための施策もあわせて実行すべきです。

長野県は明治以降、筑摩県や長野県関係の公文書を保存してきたという歴史を持っています。現在 10,783 点が「長野県行政文書」として長野県宝に指定されています。そういう先人の保存に対する見識と努力は引き継いでいかななくてはなりません。

以上のことから、長野県の歴史を後世に伝えるためには、現代史については可能な限り速やかに、考古、古代・中世、近世の史資料については計画的に収集・保全をする事業を組み立てる必要があると考えます。

本年は旧長野県と筑摩県の成立から 150 年、令和 8 年 (2026) には長野県誕生から 150

年の節目を迎えます。また、令和7年には戦後80年の節目を迎えます。さらには、昭和4年に長野県史編纂計画が開始されてから令和11年に100年を迎えます。これから令和12年にかけての10年は、本県の修史事業にとって節目の年が重なる期間にあたります。こうした記念すべき時期に、長野県の戦後史に関する資料の収集と通史叙述を実現することは、次の世代に伝えるきわめて重要な歴史的事業です。

コロナ禍のもと県財政はその影響を受け、財政のスリム化を余儀なくされています。にもかかわらず、修史事業の再開をお願いするのは、私たちが歩んできた道を適切に記録に残し、その活用を行うこと自体が、私たちがどのように未来を構想するかの道しるべとなり、明日への希望へつながっていると考えるからです。私たちの命を支える土台となる事業、それが修史事業です。

## 要望

- 1、戦後76年の間の資料の保存とそれに基づく現代史の叙述をするため、以下の事業の実施を要望します。
  - ①戦後70余年の県民の暮らしを物語る資料の収集・整理・保存
  - ②現代史資料としての戦後歴史公文書、地域資料の収集・整理・調査研究
  - ③収集した資料を用いた現代史の県史の編纂
  - ④以上を実現するための組織を県が責任をもって立ち上げること。
- 2、すでに発行されている史料集を補完する事業と地域の資料の散逸防止策の検討と実施を要望します。
  - ①『信濃史料』・『長野県史』『長野県教育史』等によって収集・記録された資料について、現在の研究水準に照らして補充すべき資料の収集・整理・記録など実施する計画をたてること
  - ②地域で急速に進んでいる史資料散逸の現状を調査し、なんらかの散逸防止の対策を立てること
- 3、修史事業が継続されるよう常設の組織を立ち上げることがを要望します。

これまでのように事業が終了したら編纂組織を解散するという方法でなく、常設の組織を、例えば県立歴史館に併設するなどの方法で、公文書と地域資料の収集・保存と並行して進めることができるようにすること
- 4、「長野県公文書等の管理に関する条例」については、県の県民に対する説明責任をどう全うするかという問題があります。以下2点を指摘します。
  - ①条例の公文書の保存の規定は、施行前後で扱いに違いがあるため、それが原因となった公文書（特に永年保存文書）の廃棄が行われないような最大限の配慮をおこなうとともに、歴史館への適切な移管がなされるよう、収蔵庫の収容スペース拡大や専門職員の配置をすることを検討・実施していただきたいこと。
  - ②管理対象が「公文書等（公文書及び特定歴史公文書）」に限定され、すでに県立歴史館で収集・保存されてきている古文書等の地域資料が対象から外されている。これについては、公文書同様、地域資料に対しても県は条例上の責任を持つべきであると考えます。したがって公文書・地域資料の両者に条例上の責任をもつ、正式な県立公文書館の設置が必要である。3の修史事業のことを踏まえると、公文書管理条例の制約を克服して県立歴史館を正式な公文書館として位置付けるか、それが困難だとしても同館に公文書館を併設する必要があること。

以上、県及び県民の諸活動を記録した資料を保存し、それらを活用して県民の歩みを叙述する活動について、その実行を県に期待して要望書を提出します。

シンポジウム及び要望書提出への協力をいただけることになった団体

(五十音順 5月22日現在)

伊那史学会

上田小県近現代史研究会

一般社団法人 大昔調査会

公益社団法人 信濃教育会

信州大学大学史資料センター

特定非営利活動法人 信州伝統的建造物保存技術研究会

東信史学会

長野郷土史研究会

長野県考古学会

長野県史料保存活用連絡協議会

長野県博物館協議会

長野県文化財保護協会

長野県民俗の会

日本木地師学会

公益財団法人 八十二文化財団

松本史談会

ほか1団体